平成２０年（フ）第９９９０号
奈良県大和高田市市場84―６―204、住民票上の住所大阪府八尾市中田５丁目194番地の２弘恵マンション105号
破産者　西本　知生
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９９１号
大阪府八尾市中田５丁目194番地の２　弘恵マンション105号
破産者　西本　　雅
法定代理人親権者母　西本　新菜
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９９２号
大阪府八尾市中田５丁目194番地の２　弘恵マンション105号
破産者　西本羽菜乃
法定代理人親権者母　西本　新菜
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８２号
奈良県生駒市西旭ヶ丘３番32号
破産者　小澤　信幸
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１号
大阪府門真市岸和田３丁目39―３
破産者　丸龍興業こと　髙沼　辰也
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８７号
大阪府枚方市朝日丘町17番１―103号、開始決定時の住所大阪府枚方市池之宮１丁目19番11号
破産者　松本　　廣
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１１号
堺市中区平井693番地６
破産者　北埜　貞夫
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２９５号
大阪府八尾市久宝園３丁目56番地の７
破産者　常盤　正三
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３４５号
大阪府池田市神田４丁目３番２号
破産者　藤原裕行こと　藤原　裕行
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６５４号
大阪府守口市長池町４番７―401号
破産者　影山　暢英
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６６０号
大阪府箕面市箕面５丁目14番45―606号
破産者　有光　　翼
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４６０号
大阪府松原市天美南４丁目２番14号、開始決定時の住所大阪府松原市阿保５丁目６番８号
破産者　寄田　委子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
堺市南区竹城台４丁２番10―407号
破産者　中尾　哲也
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番506―204号
破産者　村上建築デザインこと　村上　吉彦
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺266番地
破産者　銀座ステファニー化粧品南大阪代理店こと　田中　智恵
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
堺市西区鳳東町３丁291番地　ホワイトハイツ203号、営業所の住所堺市西区鳳東町３丁291番地　ホワイトハイツ101号
破産者　アトリエメイクアップこと　富山　公正
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９３号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番12―507号
破産者　坂本　文雄
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９０２号
大阪府貝塚市麻生中993番地、開始決定時の住所大阪府貝塚市名越1268番地の２、開始決定時の前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南４丁目５番８号
破産者　谷口　雅人
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９５５号
大阪府阪南市さつき台１丁目11番11号
破産者　戸上　正隆
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係